

# 経済財政諮問会議の動向について

令和3年第4回経済財政諮問会議資料（抄）

（令和3年4月13日開催）



## ヒューマン・ニューディールの実現に向けて

2021年4月13日

竹森 俊平

中西 宏明

新浪 剛史

柳川 範之

デジタル化、グリーン化などの経済産業構造の大きな変化に対応しつつ、経済を活性化していくためには、今こそ、人材への投資と労働移動を大胆に進めることが必要である。これまでのように人材育成を企業に依存するのではなく、財源を確保しつつ、国が呼び水となる人材投資と関連制度の見直しを行い、社会全体の動きを牽引する必要がある。その際、より成長性の高い分野への人材の円滑な移動を促進するためのスキルアップ、非正規の離職者等の再就職につながるような教育訓練の提供、孤立や生活困難等の課題を抱えている人々の実態に寄り添う支援などそれぞれの立場に応じたきめの細かい対応が求められる。

こうしたヒューマン・ニューディールを推進し、人材育成・強化により利益と賃金を共に高める経済成長を促し、また、経済成長が多様な雇用機会と新たな活躍を生み出す、「成長と雇用の好循環」を実現すべきである。

### 1. 成長性の高い分野への人材の円滑な移動の促進

今後、世界経済の回復の加速が見込まれる中、外需を積極的に取り込んでいく必要がある。大企業で経験を積んだ人材の円滑な労働移動を支援し、中小企業や農業等の輸出拡大につなげるべき。また、意欲ある若者が存分に活躍できる環境を整備すべき。

- リカレント教育の強化に向けて国は大胆に投資すべき。財源の在り方を検討した上で、雇用保険二事業による企業を通じた支援から個人への直接給付にシフトしていくべき。厚生労働省は、既存の直接給付（教育訓練給付等）が十分に活用されない理由<sup>1</sup>を早急に解明した上で、その在り方を抜本的に見直し、直接給付が格段に推進されるようにすべき。
- 従業員の学び直しへの支援を強化するため、選択的週休3日制<sup>2</sup>を導入するなど働きながら学べる環境を整備すべき。
- 若者円卓会議で議論が行われているが、諸外国に比べて低い水準にとどまる博士号・修士号取得者やこれらを有する経営人材の増加、デジタル人材の強

<sup>1</sup> 例えば、①提供されている教育内容がニーズにマッチしていない、②制度や手続きが複雑すぎる、③支援額が小さく、費用負担が大きすぎるなどが考えられる。

<sup>2</sup> 希望する労働者に対し、企業が1週間に3日の休日を付与する制度。休日を大学院進学や地方兼業、子育て、介護、治療、ボランティア活動等に活用することが想定されている。

化が必要。経済界主導の下、産学官で連携し、時代や企業のニーズに合った、学び直しのプログラムが大学等教育機関で提供されるようにするとともに、それらを個人への直接給付で重点的に支援すべき。

- エンゲージメント向上に向けて、フェーズⅡの働き方改革<sup>3</sup>を着実に推進すべき。国は労働法制の見直しなど必要な環境を整備すべき。
- 急務である女性の活躍推進<sup>4</sup>、年功序列型の働き方の見直しと若者の抜てき、国際競争力を高めるための外国人材の戦略的活用など、多様な能力を有する人材の登用を促すため、企業のガバナンス改革を着実に推進すべき。

## 2. 非正規の離職者等の再就職につながるような教育訓練の提供

不足する人材ニーズを把握するとともに、必要となる教育訓練サービス、就労支援を効果的に提供していく仕組みを構築すべき。

- 雇用調整助成金の特例措置、休業支援金等について、当面の財源を確保するとともに、雇用動向を見極めつつ段階的に正常化し、産業雇用安定助成金による出向支援や中途採用助成金等<sup>5</sup>の雇用移動支援へ資源配分をシフトしていくべき。企業による雇用維持を通じたセーフティネットの在り方について、財源を含めて見直すべき。
- 新型コロナウイルスにより一時的に雇用が失われた飲食・宿泊産業において、非接触型技術の活用等に向けた人材育成や新たな分野への労働移動を促すため、必要とされるデジタル技術等に係る研修やOJTなど人材育成や転職先での費用を支援する仕組みを強化すべき。
- 民間求人メディアが担うマッチング機能の質を一層向上させるためのルールを整備するとともに、ハローワークと民間事業者の間で相互に情報を共有する仕組みを構築すべき。
- 前回の民間議員からの提案を踏まえ、内閣府と厚生労働省は、新型コロナウイルスに伴う緊急対応や雇用保険に関するデータを分析するためのタスクフォースを早急に立ち上げ、公共職業訓練等の効果分析と必要な見直しを行うべき。

## 3. セーフティネットの強化

非正規雇用労働者等を対象とする給付付きの教育訓練(求職者支援制度)の訓練内容・期間の多様化・柔軟化など新型コロナウイルスの下で進められた画期的な取組を定着・拡大していくべき。

<sup>3</sup> メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態への転換、より効率的で成果が的確に評価されるような働き方への改革。ジョブ型の雇用形態とは、職務や勤務場所、勤務時間が限定された働き方等を選択できる雇用形態。

<sup>4</sup> 各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数における日本の順位は120位(2021年)。

<sup>5</sup> 産業雇用安定助成金は、在籍型出向により労働者を送り出す事業主とその受入れ事業主に対し、賃金・教育訓練等の出向中の経費を助成。中途採用助成金は中途採用を拡大した事業主に対し、30～80万円を支給。

- 求職者支援制度や高等職業訓練促進給付金の時限措置<sup>6</sup>により、デジタル分野を中心にニーズの高いコースと受講しやすい環境が整備されたが、受講者数<sup>7</sup>や就職件数等の成果を毎月検証し、必要な場合には財源の在り方も含めて見直し、更なる拡充を行うべき。
- 被用者保険の更なる適用拡大を着実に推進するとともに、フリーランス等のセーフティネットの在り方の検討に着手すべき。
- 就労経験がない者にとっては就労経験が重要。トライアル雇用など受入先企業への支援の活用状況と課題の検証を踏まえ、企業へのインセンティブを抜本的に強化していくべき。
- 非正規雇用労働者等の経済・雇用情勢の影響を特に受けやすい者のセーフティネットを強化するため、生活者困窮制度や空き家等を活用した住宅支援を強化していくべき。

---

<sup>6</sup> 求職者支援制度は2021年9月まで、高等職業訓練促進給付金は2022年3月までの時限措置。

<sup>7</sup> 「新たな雇用・訓練パッケージ」(2021年2月12日厚労省)において、受講者数の倍増(約5万人)を目指すとの目標が掲げられている。

# これまでの新型コロナウイルス感染症対応等をふまえた 今後の雇用施策の方向性

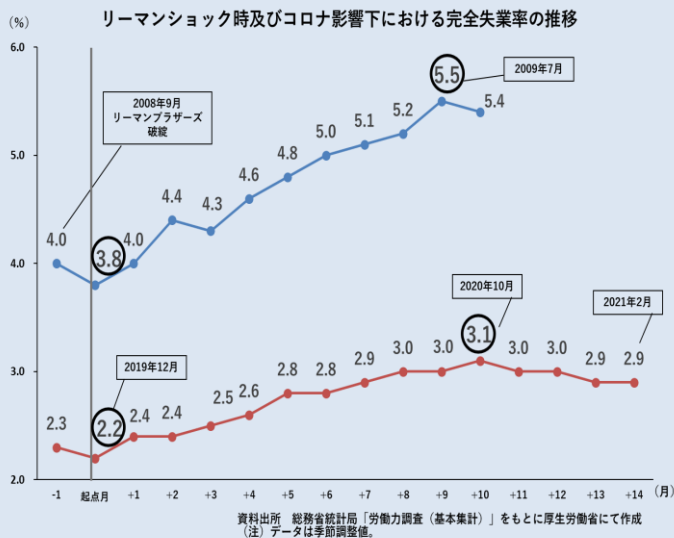
令和3年4月13日  
田村臨時議員提出資料

# 新型コロナウイルス感染症の影響下の雇用施策の現況

◎ 雇用調整助成金の特例等により完全失業率の上昇を抑えるとともに、在籍型出向による人材活用の支援、特定の業種・職種等への影響等を踏まえた柔軟な職業訓練、早期再就職支援等の施策を講じてきた。

## 情勢

- ✓ 雇用調整助成金や休業支援金等の雇用維持・支援施策により、リーマンショック時に比べ、**完全失業率の上昇は抑制**
- ✓ 飲食・宿泊などの**特定の業種や非正規雇用労働者の雇用者数が減少**、休業・シフト減による**労働時間が減少**
- ✓ 「より良い条件の仕事を探すため」の転職減等により**転職者数は減少**(潜在的な労働需給のミスマッチが拡大)



- 産業別雇用者数(2020年平均) (前年差)
  - ・ 宿泊業、飲食サービス業 339万人 (▲25万人)
- 雇用形態別雇用者数(2020年平均) (前年差)
  - 正規雇用労働者 3529万人 (35万人)
  - 非正規雇用労働者 2090万人 (▲75万人)
  - (うち女性非正規雇用労働者 1425万人 (▲50万人))
- 月間総実労働時間(2020年平均) (前年差)
  - ・ 調査産業計
    - 一般労働者 160.4時間 (▲4.4時間)
    - パートタイム労働者 79.3時間 (▲3.8時間)
  - ・ 宿泊業、飲食サービス業
    - 一般労働者 160.0時間 (▲20.0時間)
    - パートタイム労働者 64.2時間 (▲8.2時間)

- 「より良い条件の仕事を探すため」の転職者数の推移 ※カッコ内は転職者数全体
    - ・ コロナ影響下
      - 127万人 → 113万人 (▲14万人)
      - (351万人) (319万人) (▲32万人)
      - (2019) (2020) (2019との差)
  - ※リーマンショック時も減少
    - 116万人 → 90万人 (▲26万人)
    - (335万人) (320万人) (▲35万人)
    - (2008) (2009) (2008との差)
    - ↓
    - 80万人 (▲36万人)
    - (283万人) (▲52万人)
    - (2010) (2008との差)
- 資料出所 総務省「労働力調査(詳細集計)」

## 講じてきた雇用施策等

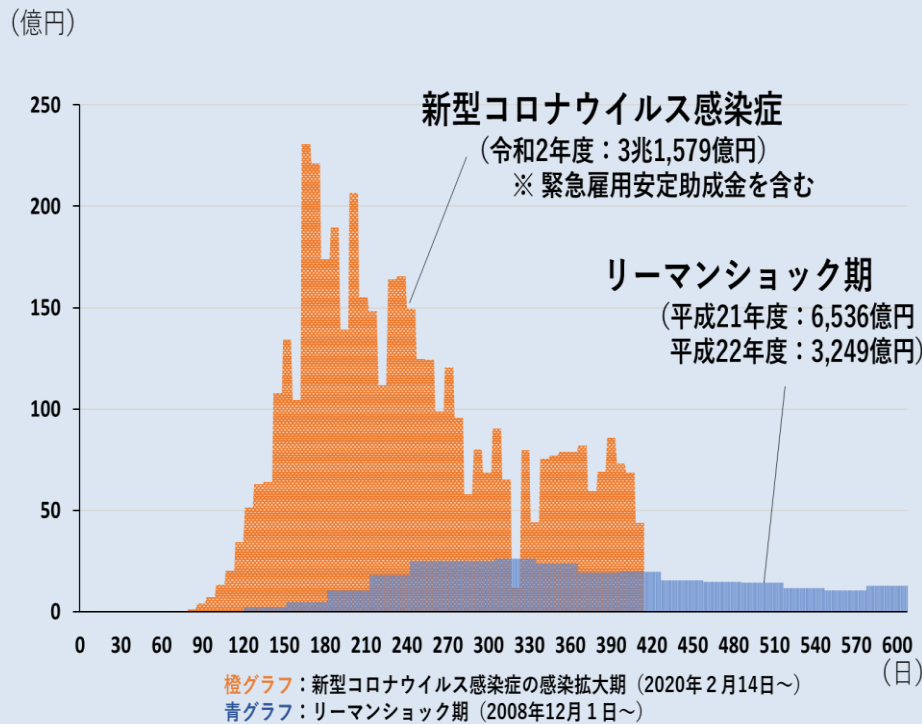
- 雇用調整助成金の特例措置や休業支援金による雇用維持支援
- 緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の支給等による生活に困窮された方への支援
- これに加え、状況を踏まえた対策を逐次実施
  - ・ 在籍型出向による人材活用の支援
  - ・ 転職ニーズや異なる仕事へのチャレンジに対応するためのデジタル分野での対応の推進含め、職業訓練の内容・期間の多様化・柔軟化
  - ・ 非正規雇用労働者も含め、就労経験のない職業に就くことを希望する者をトライアル雇用する事業者への支援
  - ・ 人手不足分野である介護・障害福祉分野への就職支援

# 雇用保険財政をめぐる現況

◎ 雇用調整助成金等の雇用維持支援への多額の支出により、**雇用保険財政は逼迫しつつある。**

✓ 約3兆円とこれまでに前例のない規模で雇用調整助成金を支給

## 雇用調整助成金の支給実績

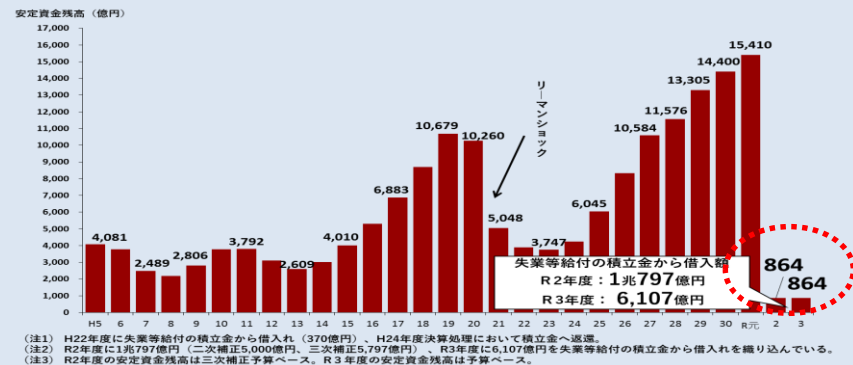


(注) 始点は特例給付の開始時点。

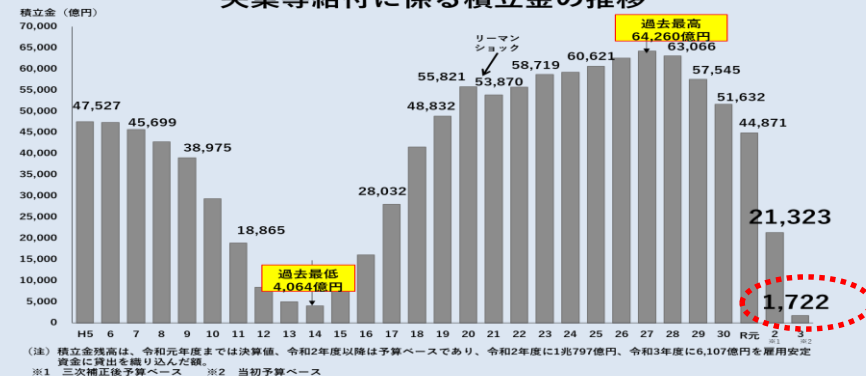
✓ 雇用調整助成金の財源(※1)や失業等給付の積立金(※2)の残高は著しく減少

※1 雇用安定資金残高 ※2 雇用調整助成金の財源として貸出し

## 雇用安定資金残高の推移



## 失業等給付に係る積立金の推移



資料出所 厚生労働省にて集計



## これまでの新型コロナウイルス感染症対応等をふまえた今後の雇用施策の方向性

- ★ 雇用調整助成金の特例等を活用した雇用維持を図りつつ、特例の水準については雇用情勢が大きく悪化しない限り段階的に縮減する一方、新たな分野への円滑な労働移動への支援を展開

- ★ 在籍型出向を活用した人材活用、柔軟な訓練やデジタル分野の離職者訓練強化、早期再就職支援等のこれまでの新型コロナウイルス感染症の影響下の施策について、進捗管理を適切に行いながら、効果的に実施



- ★ 講じた施策の評価を行い、今後の施策の在り方に反映

- ★ 非正規雇用労働者等へのセーフティネットである求職者支援制度の在り方と財源の検討

- ★ 雇用保険のセーフティネット機能の十分な発揮のため、今後の労・使・国の財源負担の在り方の検討

- ★ 雇用保険の教育訓練給付のIT分野の講座充実など関係府省と連携した人材開発の推進

- ★ 上記に加え、労働市場や働き方をめぐる課題への対応

- ・ マッチング機能を高めるための労働市場のルールの整備や官民連携の推進
- ・ コロナ下で広まったテレワーク等の柔軟な働き方の定着等

# 參考資料

# コロナ禍における在籍型出向の活用による雇用維持への支援について

## 制度概要

- 産業雇用安定助成金により、出向元と出向先の双方の事業主に対して、出向に係る経費を助成
- 産業雇用安定センターにおいて、在籍型出向による雇用の維持に向けたマッチングを支援
- 全国・各都道府県において、労使団体や行政機関等を構成員とする在籍型出向等支援協議会を開催

## 【支援の内容】

- **産業雇用安定助成金の創設・活用促進(令和2年度第三次補正予算、令和3年度当初予算)**  
日額上限(1人1日当たり)：12,000円 助成率：最大9/10 等
- **産業雇用安定センターによるマッチング支援体制の強化(令和2年度第三次補正予算、令和3年度当初予算)**  
出向等支援協力員の増配置を措置
- **在籍型出向等支援協議会の開催**  
全国・各都道府県において協議会を開催し、在籍型出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出/受入企業開拓等を推進

## 実績：産業雇用安定センターにおける送出/受入成立件数

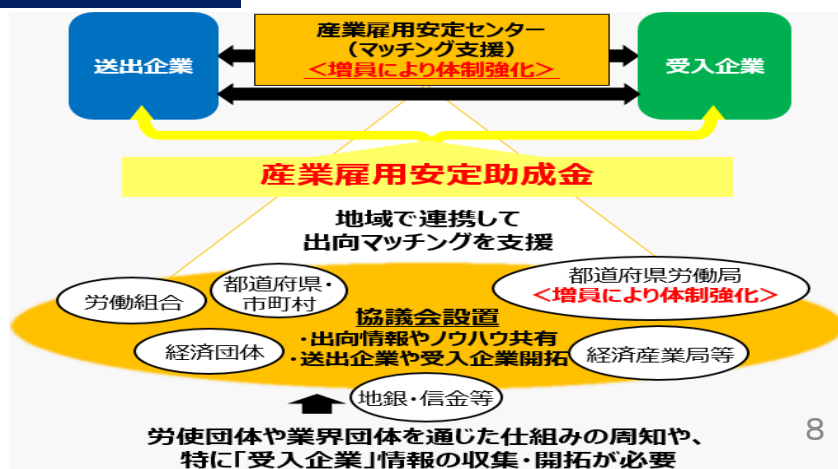
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (2月まで)
送出件数	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	16,792
受入成立件数	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	9,652

※ 送出し件数は、人材を送り出す側の企業から産業雇用安定センターに登録された件数。  
受入成立件数は、人材を受け入れる側の企業が産業雇用安定センターのあっせんにより  
出向・移籍を受け入れた件数。

## 出向の月別成立の推移



## 各制度の連携



## 今後の方向性

- **全都道府県において在籍型出向等支援協議会を開催**
  - ・開催済(3月29日まで) 11 労働局
  - ・今後開催(開催日決定) 7 労働局
  - ・今後開催(開催日調整中) 29 労働局
- **同協議会等を通じた在籍型出向の活用促進**
- **在籍型出向の事例の収集・共有等**

# 新型コロナウイルス感染症にかかる職業訓練の特例措置について

## 【制度概要】

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指している方に無料の職業訓練を提供するもの
- また、収入要件等を満たす場合、月10万円の生活支援の給付
- 公共職業訓練は、基本的に雇用保険被保険者が、給付を受けながら訓練を受講するもの

## 【特例措置の内容】

- 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置（※令和3年9月末までの時限措置）  
月収入8万円以下 → シフト制で働く方等は月収入12万円以下に引き上げ
- 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和（※令和3年9月末までの時限措置）  
働きながら訓練を受ける場合に出勤日を病気や子どもの看護等と同様にやむを得ない欠席とする（訓練実施日の2割まで）
- 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化（※令和3年度末までの時限措置）  
訓練期間・時間の短縮、オンライン訓練の設定促進など

目標：求職者訓練5万人（倍増）うち給付金受給者2.5万人 公共職業訓練15万人（1.5倍）

## 目標達成に向けた取組

- ① **積極的な訓練の周知・広報、受講の働きかけ**
  - ・訓練受講の積極的な働きかけ（政府広報、業界団体や労働組合を通じた働きかけなど）
- ② **ハローワーク（コロナ対応ステップアップ窓口）での個別・伴走型の就職支援**
  - ・見学ツアーの実施、的確な訓練コースのあっせん
  - ・個人計画による就職支援、個人にあった求人の開拓 など
- ③ **ニーズの高い訓練コースの設定促進**
  - ・介護やIT分野など求人・求職ニーズの高い分野の訓練コースの設定促進

# 雇用保険制度による新型コロナウイルス感染症への対応及び雇用保険財政の現状

## 【雇用保険制度によるこれまでの対応】

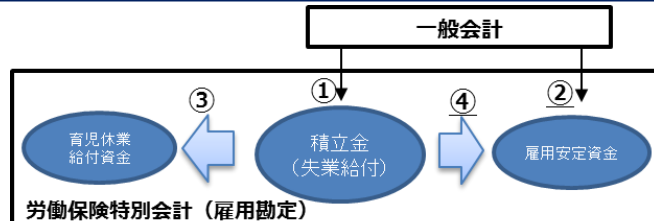
- 雇用維持（失業予防）を目的とする雇用保険二事業として、雇用調整助成金の特例、休業支援金を実施しており、失業率の大幅な悪化はみられない。  
※ 雇用保険被保険者ではない方についても、全額一般会計により支援。
  - こうした対応のため、特例的に、雇用調整助成金等の経費に対する雇用保険の積立金からの借入れ（令和3年度末までの累計1.7兆円見込み）、一般会計からの繰入れ（同1.1兆円見込み）を実施。  
これにより、令和3年度末において、雇用保険の積立金・雇用安定資金の残高は著しく減少。
- ⇒ 単純な休業から労働力の活用に資するよう、産業雇用安定助成金の創設、求職者支援制度・公共職業訓練における対応を実施するなど新型コロナウイルス感染症の対応に万全を期しつつ、雇用面でのセーフティネットの根幹をなす雇用保険財政の再建も急務。

### ●雇用調整助成金の支給実績と失業率の動き

	新型コロナウイルス感染症禍	リーマンショック時
支給実績 (支給決定額)	<b>3兆1,579億円</b> (令和2年度) ※緊急雇用安定助成金を含む	6,536億円 (平成21年度) 3,249億円 (平成22年度)
失業率の動き	<b>2.4%</b> (令和2年2月) → <b>2.9%</b> (令和3年2月)	4.1% (平成20年8月) →5.4% (平成21年8月)

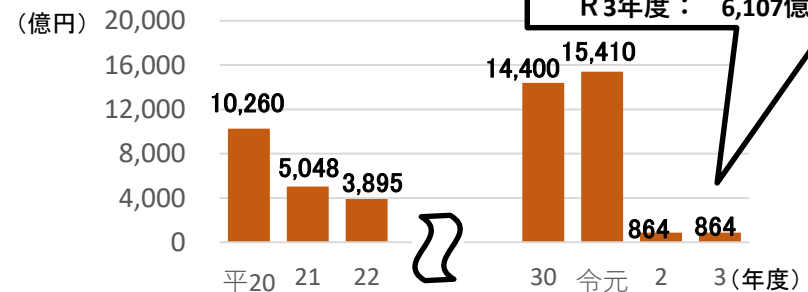
(参考) 諸外国の状況 (令和2年2月→最新の公表値)  
 ・アメリカ：3.5%→6.2% (最大14.8%)  
 ・イギリス：4.0%→5.0%    ・ドイツ：3.6%→4.8%

### ●雇用保険特例法による財政運営の特例 (令和2・3年度)



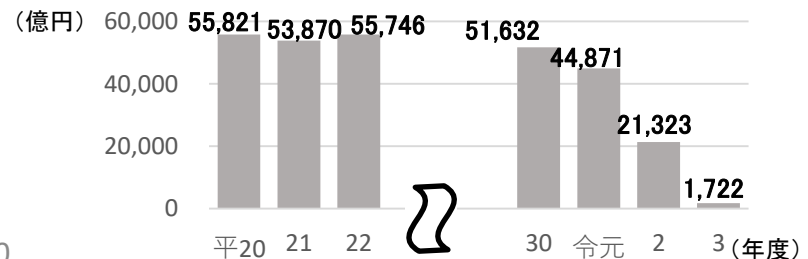
- ① 失業等給付に一般会計から繰り入れ可能    ② 雇調金等の一部に一般会計から繰入れ  
 ③ 育休給付に積立金から借入れ可能        ④ 雇用保険二事業に積立金から借入れ可能

### ●雇用安定資金の推移



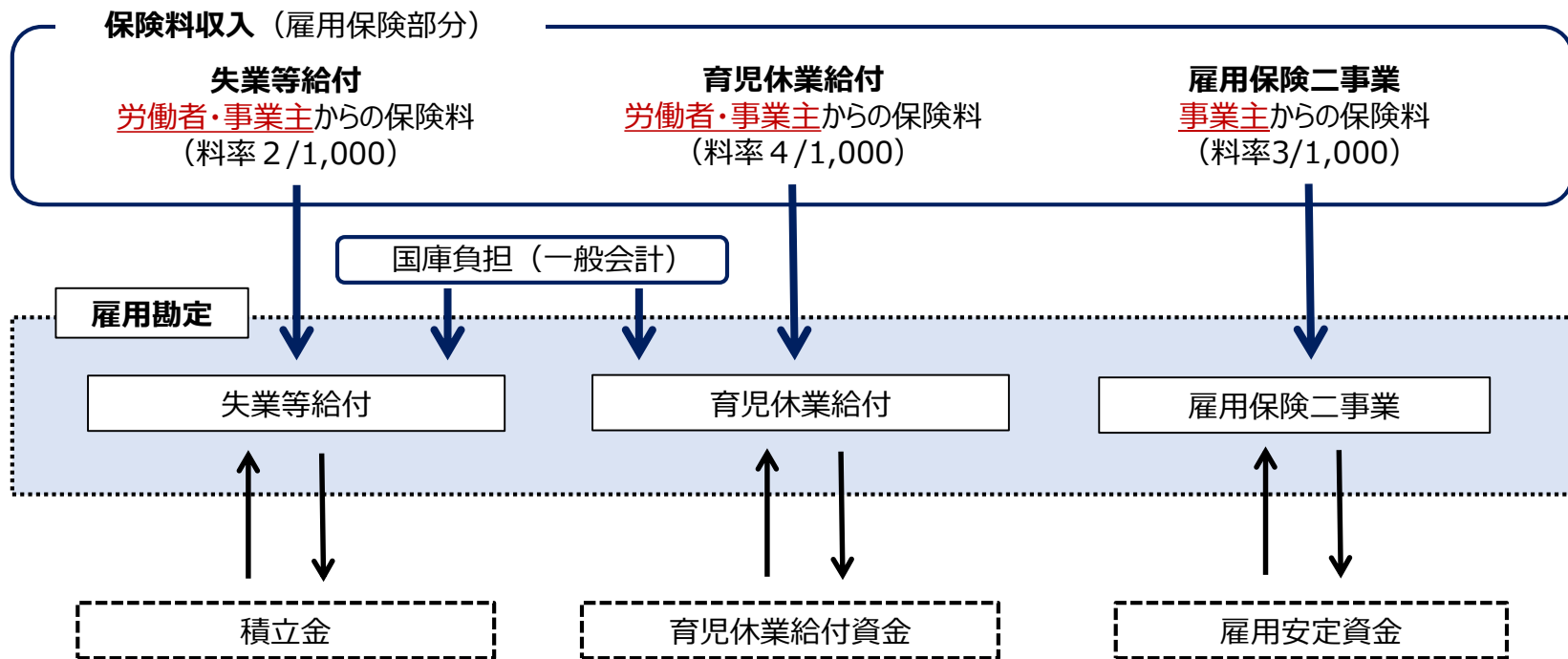
積立金から借入額  
 R2年度：1兆797億円  
 R3年度：6,107億円

### ●失業等給付積立金の推移



# 雇用保険制度の財政構造

- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付は労働者・事業主折半。雇用保険二事業は事業主のみ。
- また、雇用保険の保険事故である失業等については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。（例：基本手当 給付額の1/4（本則））



注1 雇用情勢、雇用保険の財政状況等を勘案し、平成29年度～令和3年度の5年間、雇用保険料率と国庫負担を暫定的に引き下げている。

注2 雇用保険料率は、積立金、雇用安定資金の残高により変動し得る。



# 求職者支援制度の概要

## ○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合は、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

## ○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円 ※ 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

※ 給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援  
[求職者支援資金融資]

- ・貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要